

# 豊橋医療センター院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

(独) 国立病院機構 豊橋医療センター(以下「甲」という。)と(一社)豊橋市薬剤師会(以下「乙」という。)は、豊橋市薬剤師会会員保険薬局(別紙一覧のとおり)における豊橋医療センター院外処方箋に係る薬剤師法第23条第2項の取り扱いについて、下記のとおり合意した。

なお、会員保険薬局は、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。また、変更を行った場合は従来通り豊橋医療センター薬剤部へ変更事項をFAXすることとする(ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、後発医薬品の変更(先発→後発、後発→後発)の報告書については、連絡不要。)。

## 記

### 1 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。ただし、麻薬及び抗悪性腫瘍剤は除くこととする。

- 1) 成分名が同一の銘柄変更(ただし変更不可の処方は除く)
- 2) 剤形の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
- 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
- 4) 錠剤の半割や粉碎、散剤の混合、あるいはその逆(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
- 5) 「患者の希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化(コメントに「一包化不可」の場合を除く)
- 6) 湿布薬や軟膏等の外用剤の包装、規格の変更(合計処方量が変わらない場合)
- 7) 患者の希望があった場合の湿布薬の剤形、大きさの変更(成分が同じものに限る 添付文書上の用法が異なる場合は要問合せ)
- 8) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)
- 9) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤、DPP-4阻害薬の週1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)
- 10) 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)
- 11) 外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)、ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤の服用日が未記載又は医師の指示通りの場合に患者に確認した用法の追記(医師から患者に口頭で指示がされおり、患者から聞き取れた用法が明確な場合)
- 12) 患者の希望があった場合の経腸栄養剤等のフレーバーの変更

### 2 合意の解除又は内容の変更について

合意の解除又は内容の変更については、甲と乙が必要に応じて協議する。

以上

令和6年3月/日

名称(甲)：(独)国立病院機構 豊橋医療センター  
住所：豊橋市飯村町字浜道上50番地  
代表者：病院長 山下克也



名称(乙)：一般社団法人 豊橋市薬剤師会  
住所：豊橋市中野町字中原100-6  
代表者：会長 石黒佳子

